



Title	ジョン・アダムズの中央政府論（1）
Author(s)	石川, 敬史; ISHIKAWA, Takafumi
Citation	北大法学論集, 56(3), 87-109
Issue Date	2005-09-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15376
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(3)_p87-109.pdf



ジョン・アダムズの中央政府論（一）

石川敬史

目次

はじめに 問題の所在

序章 先行研究におけるアダムズ研究の方法

第一節 アダムズ研究の視角

第二節 「保守主義者」ジョン・アダムズ

第三節 アダムズの政治思想を内在的に理解しようとする研究

第四節 政治家ジョン・アダムズの研究

第一章 一八世紀における政府理論の胎動

第一節 聖界政府から世俗政府へ

第二節 ジョン・アダムズの思想形成期およびその宗教観

第三節 ジョン・アダムズの道徳哲学

第二章 イギリス帝国論からみたジョン・アダムズの抵抗の論理

第一節 植民地統治体制の変化と植民地議会の自立

第二節 英国国制をめぐる帝国論争と反英抗争理論の形成

第三章 ジョン・アダムズの革命の論理

第一節 英国国制の急進的解釈と革命理論の形成

第二節 立憲主義の転換と革命理論の完成

第三節 コンステイテューショナル・コンヴェンションという立法者

第四章 ジョン・アダムズの建国の論理

第一節 『アメリカ諸邦憲法擁護論』の政治哲学

第二節 永続的共和国の原理

第三節 連邦制と主権にかんする混合政体論的解釈

第五章 米仏同盟解消交渉と大統領権力の確立

第一節 アメリカ外交における中立という国是

第二節 総裁政府のアメリカ情勢認識の錯誤とXYZ事件

第三節 「連邦分裂の危機」とアメリカン・コンセンサス

一、ハミルトン派フェデラリスツの攻勢

二、ワシントンとアダムズのアメリカーアメリカン・パーティーという概念

(以上 本号)

第四節 第二次和平特派派遣にいたる米仏兩國の政治状況

第五節 政策目標の達成と政治的敗北

第六章 アメリカン・ダイアローグ

第一節 アダムズとジェファソンの亀裂の始まり

第二節 人間本性と統治原理―アメリカにおける貴族とは

第三節 合衆国の統合と政党政治―アメリカ政党制の起源

おわりに

はじめに 問題の所在

本論文は、ジョン・アダムズの政治思想と政治行動の分析を通して、アメリカ連邦政府形成の思想的基礎を明らかにすることを目的とする。一七八三年に正式に独立したアメリカの人々にとって、連邦政府という存在は何一つ自明ではなかった。もともとイギリス帝国の辺境に位置していた一三邦の北米植民地の人々がもっていた政治的経験は、イギリス国王による統合とイギリス議会による「専制」、そして一六〇年の歴史を有する各邦それぞれの自治政府の伝統であった。それゆえ、「革命」によってイギリス国王とイギリス議会という統合における権威と権力を放逐したアメリカ諸邦の人々にとって、その後自分たちを統合する政府を構成するということは、革命の原則に反する上に、そもそも北米植民地における政治的伝統にも存在しない経験であった。

連邦政府は、外交・防衛・貿易におけるアメリカ全体の利益を保全する需要を実感していた人々によって求められた。⁽¹⁾

しかし、現実には諸邦を統合する一つの政府を形成するには、既存の伝統のなかにいる人々を説得し得る理論的基礎が必要であった。アレクザンダー・ハミルトン、ジェイムズ・マディソン、ジョン・ジェイによる『ザ・フェデラリスト』は、この代表的な例であり、それは、合衆国憲法という統合の枠組みを受け入れるよう人々を説得する理論書としての性格をもつ。⁽²⁾

しかし、こうした政府設立の目的から理解できるように、本来必要とされていた政府とは、明らかに主権を有するナショナル・ガヴァメントであった。それゆえ、「連邦政府 (Federal government)」という言葉は、それ自体妥協的な言葉であるといえる。ジョン・アダムズは、英国公使としてロンドン滞在中に、一七八七年に作られた憲法草案を見たとき、「なぜ、連邦憲法というのだ。ナショナル・コンステイテューションでよいではないか」と語っている。⁽³⁾ こうした考え方は、合衆国憲法制定者たちにある程度共通していたといつてよい。例えば、フェデラリスト政権においてなされた代表的政策である、公有地条例や北西部条例とは、西部における土地の売却と州の創設過程を連邦政府が握ることによって、西部における開拓および州の設立がすべて連邦政府との関係で発展することになり、それゆえ、西部開拓が進めば進むほど、連邦政府の権限が強化される仕組みであった。⁽⁴⁾ すなわち、フェデラリストが目指した連邦政府とは、本来、セントラル・ガヴァメントだったのである。以上の理由から、本論文においては「連邦政府」を端的に「中央政府」と表現する。

しかし、こうした政府の正統性の問題となると非常に困難なのである。この建国期最大の問題にたいする回答を用意していたのが、ジョン・アダムズである。彼は、アメリカにおいて初めての政治的経験である中央政府の正統性を歴史から論証し、その構成をヨーロッパの伝統とアメリカの経験から抽出し、最後には大統領としてその政府の運営を通して確立の一端を担った。

もちろん、アダムズの回答は、ある一つの時点ですべてなされたのではない。それは、植民地時代、反英抗争の段階、独立戦争の段階、独立達成の段階で起こったさまざまな困難に対するアダムズの回答を通して、次第に明確になっていく性質のものである。アダムズの思考の一貫性は、それぞれが異なった事態への回答を通して明らかになる。そして、アダムズの回答の過程は、建国期アメリカにおける政府理論の形成の過程と期を一にするのである。アメリカに住む人々にとっての政府の経験とは、英国国制と邦における自治であり、彼ら自身の政府理論の変遷は、独立まではアメリカ諸邦とイギリス本国との関係の変遷に付随し、独立後はアメリカ人自身の経験の蓄積過程に付随する。こうした事態の進展のたびに、アダムズが示した回答の総体が結局は建国期アメリカの政府理論の一端となっていくのである。

こうした理由から、アダムズのアメリカ中央政府論を明らかにするためには、「アダムズの政府論」に絞った上で、歴史的に長い射程での検討が必要となる。すなわち、北米植民地からアメリカ合衆国に移行する各段階でのアダムズの政府論を検討する必要があるのである。これまでの、研究史におけるジョン・アダムズにまつわる「通説」が、しばしば彼を無能な政治家として重要視してこなかった理由は、こうした継続的検討を怠ったため、彼のインテグリティとその建国期アメリカにおける意義を見失ったためである。そして、アダムズを重視しなかったために、そもそもなぜ連邦政府という名の中央政府が、正統化されたのか、という問題が積み残されてきた。アダムズの「中央政府論」とは、端的にいえば、「アメリカというネイションをいかに統治するべきか」という問題にたいする一つの回答であり、この回答こそが連邦政府という存在に正統性を与えたのである。

以上の目的から、本論文は以下のような構成にしたがって考察を進める。

まず、序章においては、先行研究におけるアダムズ論の代表的な文献を中心に、これまでのアダムズ研究の方法を分析し、本論文における研究方法を提示する。

第一章においては、政府理論それ自体を18世紀の思想の特徴の一つと位置付け、そのなかで成長したアダムズ思想の形成期を検討することによって、後の彼の政治思想の沿革を検討する。また、本章には、J・G・A・ポコックのアメリカ革命論⁽⁵⁾にたいする批判が込められている。すなわち、彼自身の戦略性にもとづく極端なロック排除の傾向にアメリカ建国史家たちがあまりに安易に同調してきたことに違和感をもつからである。シヴィック・ヒューマニズムの伝統を指摘する意味はもちろん重要であるが、伝統が革命に結びつくには、伝統的観点とはことなる思想が必要なのである。それゆえ、ポコックの文脈に乗らずに、政治的ニュートン主義の文脈で、古典的なロック、モンテスキューの意味を再評価する。これは同時に、建国期アメリカ内在的な視点を再評価する試みでもある。

第二章においては、北米植民地人にとつて最初の「政府」との係わり合いをイギリスへの抵抗の文脈から検討する。彼らは、まず抵抗を通して、英国国制を理解し、自らをアイデンティファイすることを覚えたといつてよい。この抵抗に正統性を与えた、アダムズの主張を英国との帝国論争を中心に検討する。

第三章では、抵抗が革命に移行する過程を検討する。抵抗の段階においては、北米植民地人は、自らをイギリス人と認識していたが、革命においては、自らをアメリカ人と理解しなければならなくなる。しかし、これには正統性という重大な問題がある。この共和政におけるレジティマシーの問題にたいしてアダムズがいかなる正統化根拠を与えたのかを検討する。

第四章においては、独立国家アメリカが、政府を設立するという新しい試みを、古典的基礎で正統化する過程をアダムズの『アメリカ諸邦憲法擁護論』を中心に検討する。アメリカの独立が、「革命」とされる理由はまさに国王と貴族を統治部門から放逐したためであるが、封建制の伝統をもたないアメリカが、いかにして国王と貴族が担ってきた役割を補完すべきか、というのがアダムズの政治思想の中核となる。すなわち、国王と貴族という革命の原則における敵を

いかにして大統領制および上院を有する二院制によって制度化したかが検討すべき対象となる。

第五章では、合衆国憲法において定めた枠組みをアダムズが運用し制度化する過程を、アダムズ政権期の象徴的な業績である、米仏同盟解消交渉を中心に検討する。カリスマ的存在であった初代大統領ジョージ・ワシントンには、極めて不安定な建国当初のアメリカから革命の原則と行政権力とのあいだの緊張を八年間回避させる役割をになった。これにたいして、アダムズ政権は、カリスマによらない制度としての行政権力を確立する契機となった。それゆえ、アダムズ政権はまた、大統領制とは何かを理解するためのテスト・ケースとなったのである。

第六章では、アダムズとジェファソン、ハミルトンらとの関係を通して、中央政府がコンセンサスを形成した象徴的存在として、政党政治が生まれたことを明らかにする。つまり、党派抗争から政党政治に移行するためには、政権を争う対象である、中央政府にたいするコンセンサスがなければならない。つまりアメリカ政治では、この時期に分裂につながる党派抗争から、統合を維持する政党政治への移行がなされたのである。この政党政治の最初の事例が、アダムズとジェファソンのあいだで争われた一八〇〇年の選挙であり、この選挙によって、流血なしに政治権力が移行したことこそ、中央政府成立を示す契機となった。それゆえ、本章においては、そのアダムズとジェファソンの人間観、政治観、政府観をめぐる対話、および一八〇〇年の選挙にいたるまでのアメリカ政治の動向を検討し、アメリカにおける政党政治の育成過程を検討する。

(1) この時期、アメリカというナショナルリテイーは基本的に、アメリカ以外の世界からアメリカを見るときに意識されるものであった。たとえば、ジェファソンは、合衆国憲法を即座に支持しているが、この時彼は、駐仏公使であった。また、ワシントン政権の国務長官となつたばかりのジェファソンは、ハミルトンの財政案をヴァージニアの同僚たちの反対を抑

えて支持した。これは、ヨーロッパにおいてアメリカを代表した彼にとって、統合的な財政上の安定が必須に感じられたからである。Joseph J. Ellis, *Founding Brothers: The Revolutionary Generation* (New York, 2001), 49-50.

(2) Alexander Hamilton, John Jay and James Madison, *The Federalist*, edited, Jacob E. Cooke (Wesleyan, Conn., 1961).

(3) C. F. Adams, ed., *Works of John Adams* (Boston, 1850-1856), 7: 235. 今後 *Works* と略記する。

(4) Paul Johnson, *A History of the American People* (Harper Collins, 1998), 182-83.

(5) J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Cambridge, Mass., 1967), 506-52.

序章 先行研究におけるアダムズ研究の方法

第一節 アダムズ研究の視角

ジョン・アダムズは、マサチューセッツ政治の主要人物であり、また連邦政治においては、初代駐英公使、初代副大統領、第二代大統領を務めたアメリカ政治史における代表的人物の一人である。それゆえ、アメリカ史、ことに建国史を研究した著作には必ず登場する人物である。しかしそれにもかかわらず、ジョン・アダムズそれ自体に取り組んだ研究というのは、あまり多くはない。とくに日本においては、阿部斉の『民主主義と公共の概念—アメリカ民主主義の史的展開—』のなかのマサチューセッツ憲法成立におけるジョン・アダムズの活躍についての研究⁽¹⁾、およびアダムズを通してアメリカ特有の保守主義を論じた「アメリカ的個性の自覚—ジョン・アダムズの政治思想・序説」⁽²⁾、アダムズの『ダヴィラ論』⁽³⁾におけるスコットランド啓蒙の影響を論じた「ジョン・アダムズとアダム・スミス」⁽⁴⁾のほかには、アダ

ムズ自身を題材にした研究は、ほとんど存在しない。

その理由は、独立後のアメリカ政治研究におけるアダムズの評価にあると思われる。すなわち、ジョン・アダムズは北米植民地における反英抗争から独立までは指導者足り得たが、アメリカ合衆国建国の指導者としては、不適格な人物であったのではないかという評価である。この評価の意味するところは、アダムズはイギリスからの「離脱の論理」は明確に提示し得たが、「建国の論理」は提示し得なかつたという評価である。「離脱の論理」は、英国国制の文脈のなかで形成された。すなわちイギリス本国は、英国国制に本来備わっている「イギリス人の自由」を侵害したがゆえに、北米植民地のイギリス人は、イギリス人が本来持っている自由を回復するために独立したというのが、本国への抵抗を正当化する論理であつた。⁽⁵⁾これにたいして「建国の論理」とは、イギリス的なものから脱皮したアメリカ的なものでなければならぬ。アレクザンダー・ハミルトン、ジェイムズ・マディソン、トマス・ジェファソンといった人々は、それぞれ独自の「建国の論理」を持っていたとされる。その獨創性は、後世の研究者を刺激し、膨大な研究成果を生み出すことになつた。これにたいして、ジョン・アダムズは、英国国制以外に、⁽⁶⁾アメリカの建国を基礎づける論理を持つてはいなかつたのではないかというのがいわば「通説」となつてゐる。アダムズが、その建国期当時に認められていた重要性にくらべて、研究対象としては、やや魅力に欠ける存在とされてきた理由は、後世の研究者をひきつけるような獨創的な「建国の論理」を持っていないと考えられたからである。

確かに、独立後のアダムズは著しく精彩を欠いた人物とされるようになっていった。特に連邦憲法制定以降のアダムズにたいする同時代の評価は、「時代遅れの貴族主義者」であり、政治的には「無能」であつた。それゆえ建国史研究においても、ジョン・アダムズの姿は、独立抗争史のなかではいまいきと語られても、独立後は時代遅れの人物という描かれ方をされ、「忘れられた人物」として記憶に残ることになつた。⁽⁷⁾

こうした認識にたいして、アダムズの意義を再発見しようとする研究は、少ないながらも、確かに存在してきた。例えば、一九五〇年代に最も盛んであったのが、アダムズを通してアメリカの保守主義を論じようという研究である。しかし、この研究は次節で述べるように、基本的にはそれまでのアダムズの一般的な人物像を踏襲したものであり、必ずしもアダムズの再評価にはつながっていない。特に、「保守主義」とは何かという問題にたいする認識がステレオタイプであり、それにアダムズを当てはめるに際しての方法には実証性の点でも問題が多かった。

これにたいしてアダムズの政治理論を積極的に再評価しようと試みるのが、アダムズ自身の文書を通して、彼の政治思想を内在的に理解しようとする研究と、アダムズ政権の政治史を中心に、政治家アダムズを理解しようという研究である。

第二節 「保守主義者」ジョン・アダムズ

革命には熱狂がともなう。アメリカ独立革命においてもそれは例外ではない。しかし、イギリスという「専制者」の支配から分離し、独立国家となったアメリカは、次に秩序の回復を目指さなければならなかった。ジョン・アダムズのような政治的リーダーの使命も政治秩序の回復・維持に向かうことになる。そのときアダムズが、政治秩序の範としたのが、立憲主義の伝統であった。すなわち、本来の英国国制に体现されるとされる、混合政体論の制度化―権力分立と抑制均衡の原理―である。彼のその政治思想に基づいて著わされたのが『アメリカ諸邦憲法擁護論』である。⁽⁸⁾『擁護論』は、テュルゴールやコンドルセといったフランスの知識人が、アメリカ諸邦の憲法は英国国制の模倣に過ぎないのではないのかという批判をしたのにたいして、これに反論するとともに、これらのヨーロッパの知識人が唱える急進的

民主政治論の影響力からアメリカ人を守り、新たに制定されるべき憲法のガイドラインを提案することを目指して執筆したものである。

このように、革命の熱狂が生み出しがちな急進主義にたいして、古典的な立憲主義を前面に押し出したアダムズの姿から「保守主義者」としてのアダムズを連想するのは確かに自然なことであったといえよう。ピーター・ヴィレック (Peter Viereck) は、『保守主義—アダムズからチャーチルまで—』という著作のなかで、アダムズの『擁護論』をアメリカ保守主義の七大著作の一つに挙げている。⁽⁹⁾ またクリントン・ロシターは、『アメリカの保守主義』の中でアダムズを「アメリカ保守主義の第一級の人物」と呼んでいる。⁽¹⁰⁾

しかし、彼らがいかなる意味でアダムズを「保守主義者」と定義しているのかは実は必ずしも明らかではない。両者はともに、アダムズが人間性の不完全さにたいして醒めた目を持っていたこと、私有財産の擁護者であったということ、人間の不平等さを所与の前提としていたことなどをもって、アダムズを「保守主義者」としている。例えば、ロシターの『アメリカの保守主義』では、保守主義者は「純粹理性にたいする健康な不信」をもつ人々であり、抽象的普遍的原理に訴える合理論者ではなく、具体的個別的事象に訴える経験論者であるとしている。⁽¹¹⁾ 確かにこうした思考の特長は、『擁護論』におけるアダムズの主張に合致している。⁽¹²⁾ また、ロシターはアダムズの思想の諸特徴を次のように列挙する。すなわちそれは、「人間の本性についての厳しい見解」、「権力愛と名譽心とを人間精神の二つの大きな衝動とみなす見解」、「人間の本来の不平等についての現実的な評価」、「自然的貴族についての信仰」、「無拘束の民主主義と単純多数決による支配とにたいする不信」、「さまざまな階級や利益の間の絶え間ない闘争の規制者としての政府、権力が分散され制約され均衡が保たれる政府にたいする信念」、「政治権力の限界についての保守的な感情」、「私有財産の神聖についての強固な主張」⁽¹³⁾である。

確かに以上のようなアダムズの政治思想に見られる諸特徴は、保守主義者一般に認められるものではある。しかしながら、そもそもアダムズは何を保守しようとしたのかとなると、とたんにヨーロッパの保守主義者の規範から外れてしまふのである。例えば、エドモンド・バークは、フランス革命の熱狂が生み出した普遍主義的政治思想にたいして、イギリス独自の伝統を保守しようとした。しかし、アメリカには保守すべき「伝統」が存在していたであらうか。むしろ「擁護論」においてアダムズは、アメリカ独自の伝統よりも、混合政体論を基礎とする権力分立と抑制均衡の原則はフランスにおいてもあてはまるということ、すなわち、古来の政治原理の普遍的な妥当性を主張していた。⁽¹⁴⁾

このように、アダムズが保守しようとしたものが、ヨーロッパの保守主義者のような各国の個別的伝統ではなく普遍的政治理念であるとするならば、通常の「保守主義者」としてのアダムズ像では、不十分であることが分かる。そして、ルイス・ハーツの『アメリカ自由主義の伝統』⁽¹⁵⁾における仮説が示すように、アダムズが保守した政治的価値が、そもそもリベラリズムであったとするならば、アメリカにおいてはリベラリズムとコンサヴァティブズの違いは強調点の違い、政治手法の違いに過ぎないものになるのである。⁽¹⁶⁾

以上のように、ヨーロッパ的な保守主義者として、アダムズを分類することが不十分であるとき、次に必要となるのはアメリカ人ジョン・アダムズの政治思想を内在的に理解する試みである。

第三節 アダムズの政治思想を内在的に理解しようとする研究

ジョン・アダムズが、通常の「保守主義者」の分類に納まりきらない理由は、彼の政治思想が、経験主義的側面を持つつつも、その擁護する政治理念が普遍的な妥当性を主張しているからである。このアダムズの特徴を指摘しているの

が、エドワード・ハンドラーの『ジョン・アダムズの政治思想におけるアメリカとヨーロッパ』である⁽¹⁷⁾。ハンドラーによれば、アダムズはアメリカとヨーロッパでは、政治的条件がまったく異なると考えていたという。すなわち、アメリカは封建法と教会法から逃れた人々によって打ち立てられたものであり、またアメリカにおける教育はヨーロッパに比べ、はるかに大衆的に浸透していた。それについて、ヨーロッパは封建法と教会法に支配され、人民も知識から締め出されている世界である⁽¹⁸⁾。それゆえ、アダムズは、アメリカ人が成し遂げた革命は、ヨーロッパでは不可能であると考えた。ヨーロッパにおける改革は、君主制や貴族制を所与のものとして、最も穏やかで、最も緩やかな方法で進めなければならず、一足飛びにアメリカ革命を模倣するのは、どうしようもないほど空想的なことであると考えていた。しかし、アメリカに実現した政治社会のあり方は、ヨーロッパが進むべき改革の方向であるとも考えている。すなわち、「アメリカ化」自体は普遍的に正しいと考えている⁽¹⁹⁾。このようなアダムズの考え方は、テュルギーやコンドルセによるアメリカ憲法批判にたいして論駁するとともに、これらのフランス人の思想がアメリカ人に影響をあたえることを防ごうという『擁護論』執筆の動機にそのままつながっている⁽²⁰⁾。

アダムズの政治思想に見られる、この個別性と普遍性とを一人の思想のなかに並存しているものとして見たのがハンドラーだとするなら、「変化」⁽²¹⁾として見たのが、ジョン・R・ハウ・ジュニアの著わした『ジョン・アダムズの変化する政治思想』である。ハウによれば、一七六五年に『教会法と封建法について』を執筆したときのアダムズは、ヨーロッパ人にたいするアメリカ人の徳性の高さを強調し、イギリスにたいする抵抗を正当化する論理を自然権に基礎づけていた。具体的には、英国国制に備わっているとされる、「イギリス人の自由」をより普遍的に読み込む作業を行っていたという。そしてアダムズ自身も、独立戦争に示されたアメリカ人の猷身的な行爲は、まさにそのアメリカ人の徳性の高さを証明していると考えた⁽²²⁾。しかし、独立が成し遂げられた後、アメリカ社会は急速に戦争の痛手から回復した。人口

は増大し、商業は急速に發展した。このような現象の帰結は、アメリカの「ヨーロッパ化」である。⁽²³⁾すなわち、アダムズには、アメリカ人の徳性は低下し始めているように見えた。そして、それを裏付けたのはダニエル・シェイズの反乱に代表される、急進的民主派による一連の騷擾行為であった。まさにこの時期に執筆されたのが、『擁護論』であった。⁽²⁴⁾

ハウによれば、『教会法と封建法について』と『擁護論』との間の最大の違いは、アメリカ人の徳性を政治秩序の柱とは考えなくなったことである。そしてこの「徳」に代わって政治秩序の柱となったのが「制度」であった。アダムズは、政治秩序を損なわせる原因は、人間本性の欠陥であると考えていた。その欠陥を補う「徳」が、もはやアメリカ人に期待できないならば、制度によって人間本性の欠陥を補い、自由な政府を維持するべきであると考えた。アダムズはアメリカの特殊性よりも、ヨーロッパとの共通性を強調し、古来の政治原理である「混合政体論」を基礎とした、権力分立と抑制均衡の政治原理を主張するようになったというのがハウの結論である。⁽²⁵⁾

では、アダムズの説く「混合政体論」を基礎とした、権力分立と抑制均衡の政治原理とは、いかなるものであろうか。それは、我々にとって馴染み深い行政・立法・司法の三権分立論とは異なり、社会の諸階層を議会にそれぞれ代表せしめて、相互に抑制均衡させることを主眼とする権力分立論であった。具体的には、拒否権を持つ独立した行政首長と、上院・下院による二院制をもつ政府構成を意味していた。この「混合政体論」を基礎とする二院制の政府構成というアダムズの政府案について直接取り組んだ研究は、コリア・M・ウォルシュの『ジョン・アダムズの政治学―混合政体論と二院制の一研究』⁽²⁶⁾である。ウォルシュは、『擁護論』と「マサチューセツ憲法」をつき合わせ、アダムズの提示した、行政首長・上院・下院の構成およびそれぞれが分有する、行政権力・立法権力・司法権力を検討している。この研究の特徴は、『擁護論』に示されるアダムズの政府案を内在的に理解することに全力をあげていることである。特に、ヨーロッパのような伝統的に形成された強固な階級を持たないアメリカ社会において、アダムズは貴族制的要素の代表

である上院をいかに構成しようと考えていたか、そもそも上院はなぜ必要であると考えていたかをアダムズ自身の記述にそくして検討している。⁽²⁷⁾

しかし、アダムズが政府案の基礎を「混合政体論」に求めた、まさにそのことがアダムズの「限界」を示しているというのが、後世の研究者たちの見解であった。その代表的な研究は、ゴードン・S・ウッドの『アメリカ共和国の創造 1776-1787』に収められている「ジョン・アダムズの適切と不適切」(The Relevance and Irrelevance of John Adams)」に示されるアダムズ論であろう。⁽²⁸⁾ ウッドによれば、アダムズは混合政体論という一八世紀的な政治社会観に拘泥していたために、連邦憲法制定後のアメリカで新たに認識され始めた政治社会観を認識できなかったという。⁽²⁹⁾ 混合政体論は、社会における一者の利益（王制的要素）、少数者の利益（貴族制的要素）、多数者の利益（民主制的要素）をそれぞれ政府に代表せしめて相互に抑制均衡をはかることによつて、自由を確保しようという考え方である。そして混合政体論における「契約」とは、中世的な「支配・服従契約」である。ところが、連邦憲法制定後、アメリカにおいて新たに認識されたことは、そもそもアメリカには、相互に隔絶された階級は存在せず、社会における利益の対立は一者・少数者・多数者の間の対立ではないので、混合政体論はアメリカには当てはまらないということであった。すなわち、「諸階級の平等」がすでに実現されているアメリカにおいてなされる政府設立のための「契約」とは、中世的な「支配・服従契約」ではありえず、ジョン・ロックの説くような「社会契約」でなければならない。その場合に考えられる権力の分立とは、行政・立法・司法という政府権力の機能論的な分立である。ところがアダムズは、アメリカ社会の現実およびアメリカ人の政治観の変化をまったく認識できなかったために、連邦憲法制定以降のアメリカ社会において「イレリバントな」存在となつていった、というのがウッドの説くアダムズ観である。⁽³⁰⁾

はじめに述べたように、アダムズはアメリカ連邦体制にはあまり貢献していない人物であるというのが、アメリカ史

研究者の間の一般的評価である。その理由をアダムズの思考様式から説明したウッドのこのアダムズ観は、今日まで通説として力を持っている。そうなると、今度はウッド的なアダムズ観に挑戦し、再びアダムズを評価しようという研究が登場するのは、当然といえる。その中で特に新しい研究は、ブラッドリー・トンブソンの『ジョン・アダムズと自由の精神』⁽³¹⁾がある。トンブソンは、アダムズの日記、書簡から彼の宗教観、人生観、発想の特徴を丁寧にたどることによって、アダムズの人格の特徴を二つあげている。それは第一に、ペーコン、ニュートン、ロックの影響を受け、経験主義的思考様式を真理発見のための主要な道具としおり、第二に、人間は理性の力によって、自立的に自然法則と道徳義務を認識できると考えていたという。⁽³²⁾第一の点は、アダムズのアダムズ像の重要な特徴であり、⁽³³⁾第二の点は、カルヴァンの教義とは異なる性格を持つアダムズの間観を示している。⁽³⁴⁾これまでのアダムズ像の重要な要素であった、「カルヴィニスト」としてアダムズを強調することよりも、理性の力にたいする信念をもつ人物としてのアダムズを強調している。すなわち、啓蒙の時代を生きた人物としてアダムズをとらえている。

しかし、肝心のアダムズの政府論の分析には、新しさはあまり見られない。トンブソンは、アダムズが「特許状」について言及していることと、「ポピュラー・プリンシプル」を政府設立の原則としていたことから、アダムズの社会契約への認識を示そうとしている。⁽³⁵⁾やや論証の仕方に飛躍は感じられるが、前者が成文憲法の起源の一つであり、後者はアメリカにおいては「貴族」も「人民」を構成していたというのは事実であり、史実を変更せずに新たな解釈を提示しているという点でアダムズ研究の新たな可能性を示している。先に挙げたウォルシュに比べ、共和主義的要素を強調して『擁護論』を腑分けしている点にも特徴がある。またその一方で、トンブソンは、アダムズの混合政体論が、単に一八世紀的な発想に基づくものではなく、ロック的な社会契約論を彷彿とさせるものであるということをも示そうとしている。⁽³⁶⁾これは確かに重要な指摘ではあるが、そうだとすると、アメリカの政体論とイギリスの政体論との比較をまず行

うべきであろう。例えば、イギリスの政体論の場合、政府の設立目的は議論されない。政府および政府を構成する身分秩序は所与の前提である。これにたいしてアメリカでは、政府は自由、権利、財産権との関係で議論される。政府、身分が所与とされる混合政体論と、そうではない混合政体論との異同を明らかにしながら、アダムズの混合政体論を考察すれば、一九世紀以降のアメリカにつながる「建国の論理」を導きだせる可能性があるのではないだろうか。

アダムズの「抵抗の論理」・「革命の論理」の中には、イギリスにおける「帝国」、「ステイト」、「ネイション」、「植民地」にまつわる諸問題を説明する手がかりが潜んでいると考えられる。その一方で、アダムズの「建国の論理」を追及するなかには、一八世紀的な世界観と、一九世紀的な世界観の境目に生じた諸問題を明らかにする手がかりが存在すると考えられる。

しかしながら、以上のような思想史的アプローチだけでは、「建国の論理」を説明するには至らなかったのは事実である。というのは、アダムズは思想家であると同時に、政治家であった人物である。彼の思想的側面のみならず、整合的な理論を求めるのは無理があろう。つまり、アダムズをより深く理解するためには、政治史的なアプローチが必要となるのである。

第四節 政治家ジョン・アダムズの研究

アダムズの「建国の論理」を明らかにするためには、独立後、特に連邦憲法制定後のアメリカ自身の問題にたいする、彼の回答を検討しなければならない。思想史的アプローチだけでは、アダムズの「建国の論理」を説明できないと考えられる理由もここに存在する。これらの諸問題は大統領としてアダムズ自身が直面した問題であると同時に、他の人々

との関係性の上に形成された問題であった。それゆえ、アダムズ政権の研究を通してアダムズのアメリカ建国の論理を検討する必要があるのである。本稿の第五章は、外交史を通してアダムズの建国の論理を明らかにしようという試みである。なぜ、外交史が中心となるかについては、第五章、第六章に譲るとして、本章では、アダムズ政権についての先行研究の典型となるものを紹介する。

この時期を扱う研究は、要するに、アダムズ政権期の政治史をどう読むべきであろうかという点で解釈が分かれる。先行研究において多数なのは、大統領ジョン・アダムズは「無能」、「頑固」、「独断的」という結論である。つまり、彼はフランスとの和平を望みながら議会で求められるままに「XYZ事件」を明るみにしてしまい、フェデラリスツ主流派に反仏感情を利用する機会を与えてしまった。またフランスとの和平工作では、与党フェデラリスツと対立してしまふ。また、アメリカ史上発の治安立法を制定した政権として、リパブリカンズを憤激させてしまい、自らの大統領生命を縮めてしまったという。

例えば、スタンレイ・エリキンズとエリック・マッキトリックによる、『フェデラリスムの時代』⁽³⁷⁾には、アダムズの見方の無さにたいするハミルトンの苛立ちが描かれている。⁽³⁸⁾

しかし、アダムズの文脈から見ると、また違った評価も可能になる。オーテス・ケーリ編の『アダムズ家の人々』⁽³⁹⁾によれば、外交官時代の彼の評価は「無作法外交」⁽⁴⁰⁾であった。その理由は、彼はアメリカの利益のみを考え、ヨーロッパの混乱にアメリカが巻き込まれないことを願って外交を行っていたため、親英的態度も親仏的態度もとらなかったためであるとする。ケーリによれば、初代大統領ジョージ・ワシントンの外交方針はヨーロッパの混乱に巻き込まれないことであったが、そもそもこれは誰にとっても困難であった。親英的態度をとれば、対仏戦争につながり、親仏的態度をとれば、対英戦争につながる。このようなワシントンの中立外交路線を維持できるのは、イギリスにもフラ

シスにも組しないアダムズしかいなかったと主張する。アダムズの使命はどちらにも組せず、なおかつアメリカを戦争に巻き込まないことであった。そのためにアダムズは、フェデラリスツにも組しなかった。それは、『擁護論』に示される行政首長の理念に忠実な姿であった⁽⁴¹⁾。フェデラリスツにもリパブリカンズにも組しなかったアダムズが、両陣営から非難されるのもまた当然であった。しかし、結果を見るならば、アダムズはワシントン政権に重くのしかかっていた米仏軍事同盟の解消に成功し、米仏間の全面戦争も回避したのである。

また、アダムズ政権について論じる場合、必ずつきまとうのがアメリカで最初の治安立法である、「外国人法・治安法」にたいする評価であろう。もちろん、この法律にたいして高い評価を与えるものはないが、この法律をアダムズの抑圧的人格と単純化してとらえる研究は、さすがにもはや存在しない。この法律について論じられるのは、それが連邦と州との関係についての最初の憲法論争である点である。この問題についての研究は、ジョン・C・ミラーの『自由の危機―外国人・治安諸法』⁽⁴²⁾およびジェイムズ・モートン・スミスの『自由の足枷』⁽⁴³⁾が典型であろう。両者はともに、当時の反アダムズ派は、アメリカ人民の自由の基礎を州の自立性に置いていたと述べる。その上で、ケンタッキー決議においてジェファソンは、連邦は州と州との間の契約なので、州は連邦法でも違憲なものの履行を拒否する権利があるという「州権論」の主張が定式化された契機を明らかにする⁽⁴⁴⁾。

この「州権論」はその後、南北戦争前夜に深刻な存在として現れるが、さしあたりこの時期のジェファソンの主張を読むときに注意すべきポイントを述べておくならば、彼は決して、連邦政府を軽視していたわけでも、単なる州主権論者であったわけでもないということである。彼はあくまで州の自立性を前提とした上で、連邦政府の存在を支持していた。それは、ヴァージニア決議にみられるマディソンの厳格な憲法解釈に見られる、リパブリカンズの連邦政府支持のあり方である⁽⁴⁵⁾。

こうしたアダムズ政権期全般について、広範かつ中立的に検討しているのが、ラルフ・アダムズ・ブラウンの『ジョン・アダムズの政権』⁽⁴⁶⁾である。各論や価値判断が濃厚な研究に入る以前に、論点が整理されていて情報量の多いこの研究から入るのが安全であろう。

アダムズ政権期に正面から取り組んだ研究は日本には皆無である。しかしながら、アメリカが独立国として、内外の危機に相對した最初の政権であることを考えるとき、アダムズ政権の研究はアメリカ建国史理解に不可欠であるといえる。そして、アダムズの「建国の論理」を説明する鍵もここにあるのではないかと思われるのである。

本論文では、アメリカ革命史には、「抵抗の論理」・「革命の論理」・「建国の論理」という三段階が存在し、アダムズが連邦憲法制定後、省みられることが少なくなったのは、独創的な「建国の論理」を持たなかったと考えられてきたからではないか、という仮説を立てている。この仮説は、北米植民地の「分離・独立の論理」とは何か、それについて「建国の論理」とは何か、そして、二つの論理の間に整合性があるか否か、という問いから形成された。アメリカ政治研究におけるアダムズの今日的意義もここにあると考えられる。

ジョン・アダムズは、革新主義学派においても、コンセンサス学派においても、さらには共和主義的建国史解釈を採用している諸々の研究書においても、常に研究者の主張を補強するために用いられる人物である。そのため、アダムズ自身の研究はそれほど多くはない。しかし、一八世紀の世界と一九世紀の世界の境目を生きた、卓越した知性の持ち主にして、代表的政治家であったアダムズ自身に迫ることは、より正確な建国史理解に不可欠な課題であると思われる。こうした点を踏まえて、次章より本論文の主たる研究対象である、アダムズの政府論を検討していきたい。

(1) 阿部齊『民主主義と公共の概念―アメリカ民主主義の史的展開』(勁草書房、一九六六年)、一五三―二二二頁。

- (2) 阿部斉「アメリカ的個性の自覚―ジョン・アダムズの政治思想・序説」、阿部斉・有賀弘・本間長世・五十嵐武士『アメリカ独立革命』(東京大学出版会、一九八二年)、三二―三三頁。
- (3) アダムズの『ダヴィラ論』(*Discourses on Davila*)は、下記に所収のものを使用する。Works, 6: 223-399.
- (4) 阿部斉「ジョン・アダムズとアダム・スミス」『筑波法政』第六号(一九八三年三月)、二五―四二頁。
- (5) この点については、「独立宣言」の文章にも表れている。斎藤眞『アメリカとは何か』(平凡社、一九九五年)、一三四―一四六頁を参照のこと。
- (6) 後に述べるトンプソンもこの点を指摘している。C. Bradley Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty* (Lawrence, Kan., 1998), 92.
- (7) 後に検討する「保守主義者」としてのアダムズもこうした記憶をされたアダムズである。
- (8) 『アメリカ諸邦憲法擁護論』(*A Defence of the Constitution of the United States of America*)は、下記に所収のものを使用する。Works, 4: 271-588, 5: 3-496, 6: 3-550.
- (9) Peter Viereck, *Conservatism: From John Adams to Churchill* (Westport, Conn., 1978), 88.
- (10) クリントン・ロシター(アメリカ研究振興会訳)『アメリカの保守主義』(有信堂、一九六四年)、九六頁。
- (11) 前掲書、四四頁。
- (12) アダムズはフランスのフィロゾフたちの説く観念的な政治思想に不信感を抱き、彼らの思考方法を先験的・演繹的なものであると考えていた。一方自らは、帰納的・経験的な手法で、政治制度を考えようとした。Works, 4: 586-87, 283-84.
- (13) クリントン・ロシター、『アメリカの保守主義』、九四―九九頁。
- (14) 中野勝郎『アメリカ連邦体制の確立―ハミルトンと共和政』(東京大学出版会、一九九三年)、一八八頁。
- (15) Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America* (New York, 1955), なお、邦訳は以下。ルイス・ハーツ(有賀貞訳)『アメリカ自由主義の伝統』(講談社、一九九四年)。
- (16) *Ibid.*, 135.
- (17) Edward Handler, *America and Europe in Political Thought of John Adams* (Cambridge, Mass., 1964).
- (18) *Ibid.*, 3. 特にこの点についてはアダムズの『教会法と封建法について』を参照のこと。なお、以下に収録されている同論

文の解説は特に優れたものがある。George A. Peek, ed., *The Political Writing of John Adams: Representative Selections* (New York, 1954), 3-21.

- (19) Edward Handler, *America and Europe in Political Thought of John Adams*, 4-6.
 (20) *Works*, 4: 294.
 (21) John R. Howe, Jr. *The Changing Political Thought of John Adams* (Princeton, N.J., 1966).
 (22) *Ibid.*, 130-34.
 (23) *Ibid.*, 134.
 (24) 『擁護論』執筆時期については、第四章にて詳述する。
 (25) Howe, *The Changing Political Thought of John Adams*, 134-36.
 (26) Correa M. Walsh, *The Political Science of John Adams: A Study in the Theory of Mixed Government and Bicameral System* (New York, 1969).
 (27) *Ibid.*, 117-30.
 (28) Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1779-1790* (New York, 1998), 567-92.
 (29) *Ibid.*, 285.
 (30) *Ibid.*, 291.
 (31) C. Bradley Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty* (Lawrence, Kan., 1998).
 (32) *Ibid.*, 9-17.
 (33) *Ibid.*, p. 104.
 (34) 最も正統的なプロテスタントイデオロギズムにおいては、人間は自立的に正しいことを考えたり、正しい行いをすることはできないとされている。その理由は、人間はアダムとイヴの時代に原罪を犯しているからである。もし人間が道徳的に考え、行動できるとするならば、それは神の恩寵によるものである。つまり、良心というのは、神の意志であり、それ以外の意志は悪魔からきている。これにたいしてアダムズは、神の恩寵も来世の救いも、人間の道徳的行為に依存すると考えていた。その背景には、アダムズは人間は自立的に道徳的真理を認識できると考えていたことがある。それゆえアダムズの宗

教観は次のようなものである。まず第一に、聖書の啓示は道徳的真理を補強するものではあっても、道徳的真理の源泉ではない。第二に、人間は不完全な存在ではあるが、理性的な存在であり、外界の観察や自分自身の心の統御によって、道徳的義務や徳ある振る舞いの規準を引き出すことができる。

以下の文献を参照のこと。

- ルター「奴隸意志」(山内宣訳)『世界の名著 ルター』(中央公論、一九六九年)、一八三―二六〇頁。…I・モンタネッリ、R・ジュールバーン(藤沢道郎訳)『ルネサンスの歴史』(中央公論、一九八五年)、一八四頁。
- (35) C. Bradley Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 78.
- (36) *Ibid.*, 158.
- (37) Stanley Elkins and Eric McKittrick, *The Age of Federalism* (New York, 1993).
- (38) *Ibid.*, 581-641.
- (39) オータス・ケリー編『アダムズ家の人々』(創元社、一九六四年)。
- (40) 前掲書、五二頁。
- (41) *Works*, 4 : 351.
- (42) John C. Miller, *Crisis in Freedom: the Alien and Sedition Acts* (Boston, 1951).
- (43) James Morton Smith, *Freedom's Fetters: The Alien and Sedition Laws and American Civil Liberties* (New York, 1956).
- (44) Miller, *Crisis in Freedom: the Alien and Sedition Acts*, 158-80; Smith, *Freedom's Fetters: The Alien and Sedition Laws and American Civil Liberties*, 65-71.
- (45) Lance Banning, *The Sacred Fire of Liberty: James Madison and the Founding of the Federal Republic* (Ithaca, 1995), 287.
- (46) Ralph Adams Brown, *The Presidency of John Adams* (Lawrenc, Kan., 1975).

※本稿は、平成一四年度・一五年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果に基づくものであり、北海道大学審査博士(法学)学位論文(二〇〇四年六月授与)の一部に補筆したものである。